

問は問い合わせ先です

### 高齢者無料バス乗車証の更新手続きについて

市では、満70歳以上の方々に宮城交通バスおよび宮交仙南バスの無料乗車証を交付していますが、平成16年度も利用される方は、更新の手続きが必要です。

更新手続きに必要なもの  
・印鑑  
・現在使用している乗車証(水色)  
下記指定の日に手続きできなかつた方で、白石・福岡・大平地区の方は、市庁舎市民課総合窓口および福祉事務所、その他の地区の方は、各事務連絡所で随時受け付けします。

新しい乗車証の利用期間  
乗車証を交付された日から平成17年3月31日まで  
平成16年度中(平成16年4月以降)に満70歳になる方も誕生日以降に随時申請できます。

高齢者無料バス乗車証更新手続き日程

地区名	受付会場	月	日	曜日	受付時間
白石地区	市庁舎2階 第2会議室	3月11日	木	金	9:00~13:00
		3月12日	金		
大鷹沢地区	大鷹沢事務所連絡所	3月15日	月	月	9:00~12:00
福岡地区	福岡公民館	3月15日	月	月	13:00~15:00
大平地区	大平公民館	3月16日	火	火	9:00~12:00
斎川地区	斎川事務所連絡所	3月16日	火	火	13:00~15:00
越河地区	越河事務所連絡所	3月17日	水	水	9:00~15:00
小原地区	小原事務所連絡所	3月18日	木	木	9:00~15:00
白川地区	白川事務所連絡所	3月19日	金	金	9:00~12:00

### 大河原税務署からのお知らせ

消費税が変わります  
4月1日から、消費者に価格表示する場合に、消費税(地方消費税を含む)を含んだ支払い総額の表示が義務づけられる「総額表示方式」がスタートします。

「農業所得簡易計算」の計算方法  
作付面積が2ヘクタール未満の水稲農家が適用対象の「農業所得簡易計算」の計算方法は、「所得率方式」を採用していますが、作況指数が90以下となった地域に限り、「経費標準方式」によることとなります。

所得率方式 総収入金額(雑収入を含む)×所得率 事業専従者控除額 所得金額  
経費標準方式 総収入金額(雑収入を含む) (10アール当たり経費額×作付面積/10アール) 事業専従者控除額 所得金額  
大河原税務署  
0224 52 2202

### 税務課からのお知らせ

軽自動車・バイク・農機具などの廃車手続きは3月中旬に！  
軽自動車や原付バイク、農機具などに対する「軽自動車税」は、毎年4月1日現在で車両を登録されている方に一年分の軽自動車税が課税されます(普通自動車のように、月割りで課税されたり還付されたりすることはありません)。3月までに「廃車」の手続きをすまないと、16年度からは税金がかかります。詳しくは左記までお問い合わせください。

原付バイク・農機具など  
市税課総務係 022 1313  
軽自動車・軽二輪など  
宮城県軽自動車協会 022 232 5724  
二輪小型自動車  
東北運輸局宮城運輸支局 022 235 2511

固定資産縦覧簿の縦覧  
平成16年度の「土地・家屋価格等縦覧簿」が、4月1日から5月31日(土・日曜、祝日を除く)まで縦覧できます。詳しくは広報4月号でお知らせします。  
次のような場合は届け出を！  
家屋の全部または一部を取り壊した場合(家屋取壊し届)登記されていない家屋の所有者が変わった場合(未登記家屋所有者変更届)  
土地および家屋の所有者の方が亡くなった場合(相続人代表者届出書)

税務課固定資産係  
022 1313

### 国民年金からのお知らせ

異動の時期は  
国民年金の届け出時期です  
国民年金は、社会全体で支える世代間扶養の仕組みに基づいていますので、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっています。  
第1号被保険者：自営業者、農業従事者、学生などの20歳以上60歳未満の方  
第2号被保険者：厚生年金保険(共済組合)に加入している会社員(公務員)  
第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入の仕方(種別)が変更になる場合は届け出を！  
国民年金は、就職、結婚、退職など、人生の節目に加入の仕方(種別)が変わる場合があります。その都度手続きが必要になります。種別が変更になるのに手続きを行わないと、将来の年金額が少なくなったり、全く受けられなくなったりする場合がありますので、ご注意ください。  
社会保険事務局大河原事務所  
0224 51 3111  
市民課国民年金相談係  
022 1312

【国民年金加入の仕方(種別)は3種類】

変更前	変更後	どんな場合に?	届出先等
第1号被保険者	第2号被保険者	・就職して、厚生年金保険などに加入した場合	勤務先が手続きを行います。
	第3号被保険者	・厚生年金保険などに加入している会社員などと結婚して、扶養されるようになった場合 ・配偶者が就職して厚生年金保険などに加入し、扶養されるようになった場合	配偶者の勤務先へ届け出が必要です。
第2号被保険者	第1号被保険者	・会社などを退職して自営業者や無職になった場合	市の国民年金窓口へ届け出が必要です。
	第3号被保険者	・会社などを退職して厚生年金保険などに加入している配偶者に扶養されるようになった場合	配偶者の勤務先へ届け出が必要です。
第3号被保険者	第1号被保険者	・配偶者が会社などを退職した場合 ・収入が増えて扶養からはずれた場合	市の国民年金窓口へ届け出が必要です。
	第2号被保険者	・就職して、厚生年金保険などに加入した場合	勤務先が手続きを行います。

### 春の火災予防運動始まる！

3月1日から7日まで春の火災予防運動が行われます。  
これからの季節は、雪がとけて新芽が出るまで枯れ葉が多く火がつきやすくなります。山火事はタバコの投げ捨てなどちょっとした不注意で起こります。屋外での火の取り扱いには十分注意しましょう。火災予防、救急講習会などの問い合わせは、  
白石消防署 025 2259まで



就職(または退職)をしたが、国民健康保険の届け出はどのようにするべきですか?  
A. 例年3月から4月にかけては、就職や退職による国民健康保険から社会保険への加入、または社会保険から国民健康保険への加入といった異動が多い時期です。異動が生じた時には、14日以内に市民課の窓口で国民健康保険の異動手続きが必要です。この届け出は自動的に発行されませんので、早めの届け出をお願いします。  
なお、国民健康保険の届け出が遅れてしまった場合、次のようなトラブルの原因となる場合がありますので、ご注意ください。  
国民健康保険税がさかのぼって課税されます。

社会保険を脱退し、保険証がないまま病院にかかった場合、窓口で支払う医療費を全額自己負担しなければなりません。  
すでに社会保険に加入しているも、国民健康保険から脱退する届け出をせず、国民健康保険証で病院にかかった場合、後日医療費の返還を求められます(市で負担した医療費を返還していただくこととなります)。  
税務課国民健康保険係  
022 1313  
保険課国民健康保険係  
022 1361

3月27日(土)と28日(日)  
市庁舎1階の総合窓口サービスを行います  
市民の皆様への利便性向上を図ります。ぜひご利用ください。  
開設時間 8:30~17:15

取り扱い業務  
・転入転出などの住民異動届と関連業務  
(市民課、税務課、保険課、学校教育課、水道事業所などの業務)  
・市民課、税務課の各種証明書交付  
・納税 ・印鑑登録 ・保険異動 ・総合福祉窓口業務  
納税窓口は3月24・25日(水・木)の夜(17:30~20:00)も開設しています。  
市民課 022-1312 税務課 022-1313

### なくそう、児童虐待

子どもたちの体と心を守ること、大人たちの責任です。  
市では、子どもの虐待防止などを目的に「白石市子ども虐待防止連絡協議会」を設置し、子どもの人権の擁護と福祉の向上を目指しています。  
子どもSOSを見つけた方は、お電話ください。  
福祉事務所社会福祉係  
022 1400